

ず、付き添い等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態にあり、常にマンツーマンでの支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在外出や何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないか、あるいは、行っているが常に付き添ってもらう等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態にあり、支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について、支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ス. 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援

訓練のための動機付けや内容の理解に関する支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① どのように自立を果たすのかといったことに自分なりの考えをもっていない。
- ② 訓練の動機付けや実施する作業の意義・目的について、自分なりの意見や考え方を持っていない。
- ③ 訓練内容や手順を自分なりの表現で説明できない。
- ④ 訓練内容を数回聞いた程度では、同じ訓練をする他の者と同様に訓練をすることができない。

(聴き取りの際には、「更生施設に入りたい」あるいは「更生施設で訓練を続けたい」という程度の漠然とした入所理由しか持っていないといった状況にあるかどうか、または、訓練を自分なりの表現で説明できるかどうかで判断する。(ただし、新規申請者については、「訓練」を、掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。))

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：知的障害、認知・記憶・注意等の障害といったいずれかの障害を併せ持つことにより、上記対象例で示すような状態である。
- (イ) 部分的な支援が必要：(ア)で挙げた障害を併せ持っていないが、上記対象例で示すような状態である。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

セ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援

[→身障療護ヌ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生ニ、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。]

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為の習得について、全てに支援を必

1 身体障害者更生施設支援

要とする。

- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ. 訓練のための送迎及び移動に関する支援

訓練のための送迎や移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 車いす（電動を含む。）、杖等による移動を行っている。
- ② 視覚障害のため安全に歩行をすることが困難である。
- ③ 認知・記憶・注意等の障害や知的障害を併せ持つため、訓練のために使う場所への道順を覚えられない。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であって、移動にあたっては、マンツーマンの介助を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であって、移動にあたっては一部介助を必要とする、あるいは、道を間違えたり、転倒の危険がある等のため見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ. 訓練の準備及び後片付けに関する支援

訓練の準備と後片づけに関し、自ら行うことに制限があり、支援を必要とするかどうかを判断する。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の準備と後片づけについての現在の状況で判断する。）

具体的な対象例としては、

- ① 重い道具を持つことができないことに加え、訓練で汚したり散らかした箇所の掃除を自ら行うことができず、これらの行為について介助を要する。
- ② 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、繰り返し説明をしても道具の設置・収納場所を理解できず、準備や後片づけに支援や介助を要する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：準備や後片づけのほとんど全てに支援を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：準備や後片づけについて、一部支援を要する。あるいは、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を正確に理解できないが、指示等の支援をすれば準備または後片づけができる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ. 車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練

[→身障療護ネに同じ。]

車いすの操作、歩行訓練、日常生活動作の訓練、自己導尿訓練といったリハビリテーション訓練を実施したことを想定した場合に、支援が必要かどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：これまでに日常生活の諸動作に関する訓練を受けたことがない、または半年以上の訓練経験を有するものの、訓練成果が低く、日常生活動作の多くにおいて訓練を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：受障時から現在（調査時）までに何らかの訓練を受けた経験があり、ある程度受障時よりも日常生活の諸動作が改善しており、今後も訓練を継続することで、日常生活の諸動作に一層の改善が見込まれる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ. 持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練

筋力の低下、全身の協調動作の低下、体力の低下、巧緻性の低下、関節可動域の制限等が見られることによって、体力増強の訓練を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかのような制限が見られることにより、日常生活が不自由であり、体力増強訓練等を場合によってはマンツーマンで受ける必要がある。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかのような制限が見られることにより、日常生活が不自由であり、体力増強訓練等を集団により受ける必要がある。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ. 職能訓練に係る作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援

職能訓練の遂行に関して、補助具や支援を必要とするかどうかを判断する。（ただし、本項目は、訓練の内容理解を問うものではない。）

具体的な対象例としては、

- ① 身体障害により、訓練に必要となる専門的な道具（パソコン、電動のこぎり、農機具等）を使用するために本人の状況に合わせ特別の補助具が必要である。
- ② 訓練全般について、個別の工夫や支援を行う等の手助けを必要とする。（知的障害や、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つ者を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：個別の補助具を必要とし、その補助具の使用を含めた訓練の実施や作業技術の習得を必要とすることに加え、なおかつ訓練の実施や作業の遂行のために、手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具を使用していることに加え、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (イ) 部分的な支援が必要：個別の補助具を必要とし、その補助具の使用を含めた訓練の実施や作業技術の習得を必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具を使用している状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ト. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練

[→身障療護ノ、身障入所授産ヌ、身障通所授産トに同じ。]

視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等、各々の障害に応じたコミュニケーション手段・機器（例：点字、音声出力、印刷物の拡大、手話、指文字、意思伝達装置等）による支援を必要としているかどうか、また、コミュニケーション手段の習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（知的障害や認知・注意・記憶障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記に示すいずれかの障害により、コミュニケーション支援機器の利用や手話等といった特別のコミュニケーション手段の習得について支援を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：コミュニケーション支援機器やコミュニケーション手段を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ナ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援

[→身障療護ハ、身障入所授産ネ、身障通所授産ナに同じ。]

「読み」、「書き」、「会話」に制限がある（例：視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害、脳性まひ等の機能障害）、あるいは電話やFAXといった通信機器の操作に制限がある（例：上肢機能障害等）ため、代筆や電話の取次ぎ、電話の応対をする等の支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作について支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作について見守りや確認といった支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ニ. 就労又は在宅生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

在宅生活を想定した場合、障害者用住宅の確保や住宅の改造、日常生活上の様々な行為（買い物、食事、洗濯等）に対する支援の体制作りを必要とするかどうか、あるいは就労を希望している場合（福祉工場、授産施設、小規模作業所等を含む。）に、就労先の選定や就労後の連絡・調整等について個別的支援が必要であるかどうかを判断する。（聴き取りの際には、住宅、職場環境等の改善（車いす対応等）や、特別な障害者用補助機器（音声入力装置、特殊スイッチ等）の用意が必要であるかにより判断する。）

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、盲・ろう重複障害、知的障害を持つ者等の重度あるいは重複障害者であり、住宅改造や日常生活上の様々な行為について多くの支援を必要とする。あるいは、職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：（ア）で挙げたような障害状況にはないが、住宅改造や日常生活上の様々な行為について支援を必要とする、あるいは職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

2 身体障害者療護施設支援

身体障害者療護施設支援に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア. ベッド上の起床及び就寝の介助

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、ベッド上の起き上がり（仰臥位から上半身を起こす。）やベッドへ横になることに支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：全く自分でできず、全介助を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：ベッド柵、ひも、サイドレール等を利用して、全て自分でできるわけではなく、途中までできても最後の部分で介助が必要になる等、一部介助を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ. 車いすとベッド間の移乗の介助

四肢まひ、脳性まひ等により、ベッドから車いす、車いすからベッドへの移乗に支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：全く自分でできず、全介助を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：介助者が手を添える、体幹を支える等の介助を要する。あるいは、著しく時間をかけなければ介助なしでできるが、転倒等の危険防止のために見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援

[→身障更生アに同じ。]

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害等により、洗顔や歯磨き等の一連の行為について介助を必要とする。
- ② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、整容に関する一連の行為に係る、習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。あるいは、全般にわたり見守りまたは確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

I. 衣服の着脱の介助

衣服の着脱について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の障害により、下着や上着、靴下等の着脱を自ら行うことが困難であり、介助を必要とする。
- ② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、衣服の着脱に関する習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：衣服の着脱については、全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：衣服の着脱については、一部に介助を必要とする。あるいは、全般にわたり見守りや確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

II. 屋内での移動に関する介助

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ等により、車いす（電動・手動を問わない。）や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。
- ② 視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。
- ③ 遷延性意識障害や ALS 等により、常時寝たきりの状態であるか、あるいは、介助を受けても座位を取ることができない状態であり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、見守りや一部介助を必要とする。（①立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険がある、②電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。）。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

III. 屋外での移動に関する介助

〔→身障更生ウ、身障入所授産ウ、身障通所授産イに同じ。〕

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 車いす（電動・手動を問わない。）を利用しているため、あるいは視覚障害により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。

- ② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ. 体位変換の介助

遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、臥床中、自ら体位を変換することが困難であり、特に頻繁にじょくそう（床ずれ）を繰り返し作る等、体位変換の必要性があり、支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：頻繁にじょくそう（床ずれ）を繰り返す状態であって、ベッド柵、サイドレール等を利用したとしても、自ら体位を変換できず、介助を必要とする。（遷延性意識障害等により、体位の変換が自らの意思によるものでない者を含む）
- (イ) 部分的な支援が必要：著しく時間をかけなければ介助なしでできるが、介助者が手を添える、体幹を支える等の介助を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク. 食事の準備及び後片付けに関する支援

食事の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により、お盆や器を保持して移動することができず支援を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により、必要な自助具を装着することに介助を必要とする。
- ③ 知的障害や、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、準備や後片付けの適切な習慣が習得されておらず、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のいずれかのような状態にあり、全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のいずれかのような状態にあり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、何らかの疾患により、食材やカロリーの制限といった特別食の用意や、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食といった食べ物の加工を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ. 摂食行為に関する支援

2 身体障害者療護施設支援

摂食行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 常時寝たきりの状態であり、全介助を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により自助具を用いても自ら摂食することができず支援を必要とする。
- ③ 嘔下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、摂食行為についての適切な習慣や方法が習得されておらず支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記③または④の対象例のような状態であり、一部介助あるいは見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

コ. 排泄行為に関する支援

[→身障入所授産才に同じ。]

排泄行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、排泄場所までの移動を含め、排泄行為について支援を必要とする。
- ② 膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあります、支援を必要とする。
- ③ 知的障害や、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、適切な排泄習慣が習得されておらず、失禁等の後始末に支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記いずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。（ここでいう全介助を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排泄器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者で全面的な介助や支援を必要とする者を含む。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記いずれかの対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排泄器具の利用者で一部介助や支援を必要とする者を含む。）あるいは、夜間の就寝時に定期的にトイレ誘導を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ. 入浴の準備及び後片付けに関する支援

[→身障入所授産才に同じ。]

入浴の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、脱衣場と洗い場間の移動に介助を必要とする。
- ② 入浴に必要な道具（じょくそう（床ずれ）防止のためのマットやスポンジ等を含む。）を用意することに支援を必要とする。
- ③ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、準備や後片付けに関する習慣や方法が習得されておらず、見守り等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、一部に介助や見守りを必要とする。あるいは、上記②または③の対象例のような状態であり、見守りや一部支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ. 入浴の介助又は入浴中の見守り

[→身障更生エ、身障入所授産キに同じ。]

入浴の介助または入浴中の見守りについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、洗身・洗髪、浴槽への出入り等一連の入浴行為に介助等の支援を必要とする。
- ② てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。
- ③ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、入浴に関する習慣や方法が習得されておらず、見守り等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態にあり、一連の入浴行為の全てに介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態にあり、一連の入浴行為は一部介助があれば可能である。あるいは、②または③の対象例のような状態であり、見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス. 医療処置、受診等に関する援助

[→身障入所授産クに同じ。]

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。
- ② 視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要と

2 身体障害者療護施設支援

する。

- ③ 知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しがないよう服薬管理を必要とする。
- ④ てんかん等の発作を起こす危険があり、通院の際に同行が必要である。

[各選択肢の基準]

- (ア) 常に支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、常に支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援

〔→身障更生キ、身障入所授産ケ、身障通所授産カに同じ。〕

医師等からの診断結果等についての説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。
- ② 手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。
- ③ 本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：説明を受ける際は、必ず生活支援員等が上記対象例の①、②または③の支援を行うことが必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ. 健康管理に関する支援

〔→身障更生ク、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。
- ② 糖尿病や高血圧症等の疾病のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による毎日の健康管理または栄養管理を必要とする。

- (イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理をときどき必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ. 清潔保持に関する支援

清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 何らかの身体障害により、整容、排泄、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。
- ② 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、清潔な身なりを保つことに関する習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、常に確認や見守り等の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ. 金銭管理に関する支援

[→身障通所授産クに同じ。]

金銭管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の機能障害により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為の全てにおいて支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。あるいは、上記②の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ. 衣類、身の回り品等の管理に関する支援

衣類や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 脳性まひや上肢機能障害等により、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理すること

2 身体障害者療護施設支援

に制限があり、支援を必要とする。

- ② 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、衣類や身の回り品を整理する習慣や方法が習得されておらず、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、常に支援を必要とする。
(イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
(ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

[→身障入所授産シ、身障通所授産ケに同じ。]

知的障害や認知・記憶・注意等障害等を併せ持つために、

- ① 突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
② 特定の物や行為に強いこだわりを示す、
③ 環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応がほぼ毎日必要である。
(イ) ときどき支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応が1～2日/週以上必要である。
(ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ト. 集団生活等における不適応行動に関する支援

[→身障入所授産ス、身障通所授産コに同じ。]

知的障害、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、集団生活等における不適応行動について支援を必要とするかどうか判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 就寝がなかなかできず、添い寝等の支援を必要とする。
② 昼夜が逆転しており、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。
③ 偏食、過食、異食、過飲、反芻といった食事に関する不適応行動がある。
④ 弄便等の不適応行動がある。
⑤ 興奮すると、物を壊したり、自分や他人を傷つけてしまう。

[各選択肢の基準]

- (ア) 每日支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応がほぼ毎日必要である。
(イ) ときどき支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応が1～2日/週以上必要である。
(ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ナ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助